

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所第3、4号機及び川内原子力発電所第1、2号機の設計及び工事計画認可申請並びに玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（火災防護における系統分離対策））【7】」

2. 日 時 : 令和5年10月31日（火） 11時35分～12時00分

3. 場 所 : 原子力規制庁 9階B会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁 :

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐

九州電力株式会社 :

原子力発電本部 原子力工事グループ グループ長 他8名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 : なし

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・川内原子力発電所1号機及び2号機玄海原子力発電所3号機及び4号機設計及び工事計画認可申請書補足説明資料【火災防護のうち電線管内ケーブルの系統分離対策工事】（令和5年9月27日の面談資料を使用）
- ・川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について「川内原子力発電所における火災防護に係る審査基準に基づき実施する電線管の系統分離対策に伴う変更」（補足説明資料）（令和5年9月27日の面談資料を使用）
- ・玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について「玄海原子力発電所における火災防護に係る審査基準に基づき実施する電線管の系統分離対策に伴う変更」（補足説明資料）（令和5年9月27日の面談資料を使用）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから九州電力空の現在原子力発電所等川内原子力発電所の火災防護における系統分離対策、
0:00:12	施工人とも保安規定もあわせてですかね、についてのヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:20	本件 9 月 27 に今までの審査会合の議論や事実確認を踏まえての補正をいただいて最終的な審査資料というところも一度いただいているところでありまして、
0:00:32	そのあとちょっと規制庁の中で他案件の審査を進めながら、本件のちょっと确实確認を進めてきたんですけども、ちょっと確認をしたいところが何点かありましたのでちょっと今日はヒアリングというところでちょっとお聞きをしたいと思っています。
0:00:46	早速なんですけどまず補正施工人の方、
0:00:49	ですね、すいません、確認した岩瀬コウ 2 の方で 2、3 点というところですので、まずは施工人の方、
0:00:55	江藤の申請書の方ですね。
0:00:59	いただいている補正申請書の方の基本設計方針の
0:01:04	今玄海 3 号のもので見てますけども、
0:01:07	右下で言うと、(3)の 20 ページ。
0:01:12	のところ、
0:01:14	火災防護の基本設計方針の中で、今回津野さんに追加してもらったポツの火災下に応じた対策の系統分離っていうところで、
0:01:24	一段落名のところ、
0:01:28	要は今回の系統分離対策を講じる対象として、
0:01:33	ケーブルトレイを除く。
0:01:36	電路に敷設する火災防護対象ケーブルっていうものが対象ですっていうふうに言ってるんですけど、
0:01:42	ここの部分をちょっと確認をしたくてですね。
0:01:46	この火災防護対象ケーブルの定義、
0:01:49	そのものを、
0:01:51	に関して言うと、
0:01:53	この基本設計方針の一番最初のページになるんですけど、右下のページでいうと(3)の 4 ページ一番最初のページですかね。
0:02:02	のところで、共通事項的な形で用語の定義はっていうところで一番最初に書いてあって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:10	2行目のところでその用語の定義っていうのは火災防護に係る審査基準によるよと。
0:02:17	ということが書かれていると。そうすると、さっきの20、20ページに戻ってもらうと、このケーブルの定義って特段ここワー、追加でされてるわけではないので、
0:02:29	素直に読めば、審査基準の通りであると、審査基準の通りで読むとすると、この火災防護審査基準の方読みに行くと、火災防護対象ケーブルに発電機盤とか制御も含むっていうのが明示的に定義されてるんですよね。
0:02:42	間野Dなんか今回の対象に電気盤とか制御盤を含むっていうふうに読めるなあとちょっと思って見てしまっていて、
0:02:50	一方で審査会合の場でもこれは説明してもらってますけど、いわゆる今回の申請範囲は、そもそもその電線管部分がちゃんと適切に系統分離されてなかったっていう検査の指摘、
0:03:01	も踏まえて出てきたものなので、基本的にはそういった電線管等のこの電路に敷設するっていうそこで書いてるのかもしれないんですけど、
0:03:08	そういったところに限定をされているものであって、そういった盤とかにまでこういった系統分離対策は講じないっていうことを前提として我々も審査をしていたっていうところもありましてちょっとその前提条件をちょっとまず確認させていただきたかったというところでした。
0:03:22	若干の基本設計方針上だとちょっとうまく読みきれないなと思うところがあったのでちょっとここら辺の考え方をちょっと確認したいんですけども。
0:03:30	よろしいでしょうか。
0:03:36	九州電力の原です。はいご認識の通りこちら、電線管等の電路の中には、電気盤及び制御盤を除くという、
0:03:47	はい。
0:03:48	対象としては除いた状態として記載させていただいておりました。その内容についてはすいません添付資料の方では1明示させていただいたんですけども、
0:03:59	ご指摘の通り基本設計方針の本文の方には、今、きちんと表5まで書き切れていないというのが現状でございます。
0:04:07	以上です。
0:04:09	規制庁西内です。ちょっと確認なんですけど、添付資料の方で除くっていう趣旨が多分明確には書いてないっていう私理解してたんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	添付資料の方では除くっていう趣旨は書いてないっていう理解でよかったですよね。
0:04:24	はい。失礼しましたはい電気盤及び制御棒を除くとは、
0:04:31	そのままの文章では書かれておりませんね電線管等とは何を指すかということで、コウで電線管、カトウ電線管プルボックス分離盤、
0:04:42	が対象であるというふうな書き方をさせていただいております。
0:04:47	規制庁西内です理解しました。そうですね該当の添付資料で電線管等っていう部分の具体化はされてるとは理解をされていて、
0:05:00	たださっきお話そちらからもお話いただいたようにやっぱりそのケーブルカラーの定義からやっぱり除くっていう方が、より明確かなと思うところもありつつ、
0:05:12	やっぱりそのし今まで審査会合とかでもお聞きしていた内容と、この基本設計方針だけをちょっと照らし合わせると、やっぱりなかなかその申請範囲っていうものも読みづらいのかなと思うところもありまして、
0:05:25	我々こうやってちょっと事実確認を進めていてちょっと確認したかったところでしたので、必要があれば、ちょっと補正申請というところもちょっと視野に入れてもらえればいいのかと思いましたが何も何か考えてることってありますでしょうか。
0:05:43	はい
0:05:45	長につきましては基本方針の本文の方にですね電気盤及び制御盤を除くという一文をですね、つけた形で補正申請を出させていただこうと現在考えております。
0:05:58	以上です。
0:06:00	あ、
0:06:01	わかりました規制庁西内です。衛藤。
0:06:05	なんか添付資料とかないし基本設計方針の他のところとかで何かこうやって読めるとかっていうそういう考えがあれば、というのはちょっと主そういったところも含めて確認をしたかったっていうところあるんですけども。
0:06:17	現状そういったところは特になくなって、
0:06:21	一応基本設計宇井一応私確認した結果としては基本設計方針上だちょっとその定義が明確じゃないなっていうところで考えてたんですけど、一応それは共通認識という理解で大丈夫ですか。
0:06:34	はい、ご認識の通りです。
0:06:37	はい。規制庁西内ですわかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:40	であればちょっと補正申請を、
0:06:44	用意いただいてまた提出いただいてちょっと最後確認させていただいてということですかね。
0:06:50	はい。ちょっとまた具体の時期とかが決まりましたナカ事務的にまたご連絡いただければと思います。で、
0:06:56	またちょっと補足説明資料とか添付資料についても必要に応じて多分明確化する部分他にもあるのかなと思いますので引き続きそこは作業いただいて、
0:07:06	もしちょっと
0:07:08	九州電力内で作業を進める上でいやこういうところでちょっと明確に読めますとかそういうものがあるのであれば、その旨しっかり説明いただければ結構かなと思います。
0:07:18	よろしいでしょうか。
0:07:21	はい、承知しましたありがとうございます。
0:07:24	はい、規制庁西内です。
0:07:27	承知しました。で、少なくともまず、審査会合で説明した電気盤制御盤除くってところはもうそれは共通認識だ、大前提は崩れてないよっていう理解でよかったんですね。あくまで、
0:07:40	その大前提はいや、実はちょっと今後もここ、実はそういうふうには修正しようとしてましてとかっていう話ではなくて、一応その電路側で九州電力としては欠けてたと思ったんだけどっていうのが今の現、その大前提は崩れてないっていう理解でよかったんですね。
0:07:57	はい。九州電力の原ご認識の通りです。
0:08:01	はい。規制庁西内ですわかりました。であればちょっとその補正含めて、
0:08:09	準備を進めていただいてまた事務的にとか含めてご連絡をいただければと思います。というのがちょっとまず確認したかったこと1点目でした。
0:08:18	で、2点目はこれはちょっとアノ。申請書の方ではなくて9月27日にご提出いただいた補足説明資料の方になるんですけども、
0:08:29	適用条文の整理のところ、まず、10条と十七条なんですけど、
0:08:37	十条と17条が適用0申請×になっていて、
0:08:42	ここって設備に変更がなく、
0:08:46	うん。設計に変更もないって書いてあるんですけど。
0:08:50	これらがバツのマルでまず発の意味合いなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:55	これらがまず 0 の意味合いは、いわゆる消火設備、
0:09:00	について、まず対象としているものであって、要は今回系統分離対策で使用する消火設備、主に全域ハロンですけども、
0:09:10	そういったものを対象としてこれ記載をしている理解でよかったですなっけ。
0:09:23	九州電力の世古です。はい、ご認識の通り
0:09:28	今十四条中十四条の方で対象としているのは消火設備、ハロン消火設備は 1 時間、
0:09:36	iPhone+ 自動消火で使用するということでまずそれで適用というところは考えております。以上です。
0:09:44	はい。規制庁西内です。
0:09:47	わかりました。で、
0:09:50	バツにしてる理由は、じゃあ実際関係をすると今回の系統分離対策として期待するものが消火設備が一番あるので、
0:09:59	バツにしているのは、それはあれですかねそのいわゆる消火設備のこの 2 章の方の基本設計方針は特段変更はしてない。
0:10:08	で、要目表っていうところで消火設備に関するもの特段変更をしていない。
0:10:13	実際に基本設計方針に基づく、消火設備の設計っていうところ、実際のその追加設置みたいなものも、特に変更を予定をしていない。
0:10:23	こういったところを踏まえてバツだっていうことでいいんですけど。
0:10:29	九州電力首藤です。はい。ご認識の通りで、今回設備改造としては実際に消火設備は使用はするんですけども、既設の状態から、何も改造変更等はしないということで、申請としてはもう何も、
0:10:44	工認から変わらない状態というところでバツを考えております。以上です。
0:10:49	規制庁西内です理解できますと。
0:10:54	わかりました。
0:11:00	そこら辺がその設備に変更はなくていうところなんですよね。その設備に変更はなくていうのが今言ったように多分基本設計方針上の変更はないし、
0:11:10	かつ要目表上の消火設備も特に変更がないし、
0:11:14	かつ実際に要目表とかに載ってこないような、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:17	基本設計方針に基づいて設計するような消火設備があると思うんですけど、そういった追加設置とかも特になんかというのが今回の工事対策工事を予定してる工事なので、
0:11:27	ていうところを踏まえて適用もある姿勢バツにしている。
0:11:31	という理解でよかったでしたっけ。
0:11:33	という理解でいいんですね。
0:11:34	はい。九州電力のご理解で間違いありません。わかりました。ちょっとこの17条とか十四条の部分の設備に変更はなくていうところで概ねの理解はできるもののちょっともう少し具体化今やりとりした内容とかをしていただければと思うんですけどもよろしいですかね。
0:11:51	はい。九州電力交渉で承知しました補足説明資料の方に今申し上げました本文通り変更がない、また設備等に変更がないといった旨を追記させていただきたいと思えます。以上です。
0:12:04	はい。規制庁西内です。了解しました。ありがとうございます。
0:12:08	一応今のえっとですね後すいませんちょっともう1点だけちょっと追加で確認しておきたいんですけど、
0:12:16	基本設計方針の方にちょっと行くんですけど、すいません。
0:12:21	これちょっとこそ、これはもう純粋に確認私の認識の確認だけで、
0:12:25	基本設計方針の(3)の21ページ目のところですね。
0:12:35	(ハ)項で持ち込み可燃物を火災元とする火災に対してって書いてあると思っていて、この、またっていう2段落名なんですけど、
0:12:46	また、
0:12:47	この6メーター範囲外の話ですね。で、ここって、監視員の配置及び消火設備の配備等によりって書いてあるんですけど、
0:12:59	ここを、
0:13:00	補足の方だと、127ページですかね通しの方に表が書いとまっていたりするんですけど、
0:13:10	ここって、基本的には
0:13:13	まず、
0:13:15	全域ハロンが、
0:13:21	ある。
0:13:22	区域内区域。
0:13:24	ていうところでまず対応が大きく分けますと、
0:13:30	で、
0:13:31	ない区域、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:34	は、
0:13:35	そもそも持ち込みやりませんと。
0:13:38	である区域は、
0:13:44	全域ハロンっていう消火設備に期待します。
0:13:48	で、あとは作業中資機材は、これは監視人によるは感知と、監視認証か。
0:13:56	んところ、大きくこの三つをまとめてこの基本設計方針で表現しているって理解でよかったんですけど。
0:14:10	はいご認識の通りこちらの方の基本設計方針の文章で、今ご説明していただいた内容を、
0:14:19	われほど代表として書かせていただいているようになっております。わかりました。だから監視員の配置っていうのはまさにその作業中資機材をイテウして書いていて、6メーター範囲外。
0:14:35	でも、作業中資機材とかがあるんだったらそれは必要に応じて監視員の配置とかちゃんとやりますよと。
0:14:43	で、
0:14:44	6メーター外、
0:14:54	ちょっとそういう意味でもう1個確認したかったのは、作業中資機材の6メーター外、
0:15:01	は、
0:15:04	6メーターぐらいっていうと、結局、どこまでやるのっていう話が出てきちゃうと思うんですけどそれは本店の方で明確にしてるってことでいいんですけど。
0:15:17	いや。
0:15:18	そうですね保安、九州電力様です。保安規定の中で、
0:15:22	第5号対象ケーブルを敷設する火災区域または朝日区画の内含めた範囲外というふうに書いてますので、
0:15:31	だから区域区画において、外でやる場合においてっていうそういう見方をしてるってことですよね。そうですねはい。わかりました。わかりました。
0:15:39	というのがまず作業中次第の話としてはある上で、
0:15:42	あと、仮置資機材に関してはその全域版を活用してやります、全域ハロンがないところはもう原則持ち込みませんよっていうようにしてるっていうのがここで基本設計方針書かれている話で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:55	結局火災防護対象ケーブルに影響を及ぼさないようにっていうところに目的っていうところ、メルクマールっていうところが達成書かれるので、
0:16:05	具体的な達成手段というのが添付書類で具体化されているっていうそういう理解でよかったんですね。
0:16:24	あれ、結局補足だから添付補足含めて具体化されてるっていうことですね同じ表が添付には載ってないというのは理解してるんですけど。
0:16:34	うん。
0:16:40	もし必要があるようであればそこら辺も具体化を明確化しておいてもらえればと思いますけど、基本的には概ねの、書かれているのかなと思いますけどちょっと改めて僕も引き続き事実確認を進めていきたいと思いますけども、はい。
0:16:54	九州電力ホシコですすみません、西井さ、ちょっと確認ですけど今コメントされたら設工認のお話、いいです。
0:17:02	によります、
0:17:03	本人側の方に記載を明確化するという。はい。ありがとうございます。今の現状でどこまで書けてるかっていうところもあるのであと運用の話は最終的には保安規定で具体化していくってところもあるので、
0:17:15	どこまで添付資料書いているかっていうのを含めてですけど、基本的にはもう今の添付資料の形で十分書けてるのかなと思いつつ僕も事実確認を含むし、引き続きしていきたいなと思っているので、
0:17:27	はい。必要があればということでは。よろしくお願ひします。はい。九州電力承知しました。ありがとうございます。少なくとも基本設計方針の読み方と具体的な設計内容やろうとすることはやはり十分理解ができたので補正内容として理解をできたということが現状でございます。はい。
0:17:44	現状ちょっと、9月27に補正いただいた内容等審査書を確認して私から確認したい点は以上ですけども規制庁側から追加で書くのか現状確認しておきたい点ありますか。よろしいですか。
0:17:58	はい。
0:17:59	一番冒頭でちょっと言った定義の話についてはちょっと補正申請をということをお願いしたので補正するのであればちょっと時期がわかりましたらご連絡をいただいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:11	もし添付資料とか本文側で、もうすでに明確化されているのでということで説明ができるのであれば何かそういった補足説明資料をまずちょっとご準備いただいて、
0:18:21	またアノゴシマのご提出をいただければと思ってます。
0:18:26	はい。施工人関係は以上ですけども九州電力側から何かありますか。
0:18:37	自主電力の河野でございます 1 点よろしいでしょうか。はい。うん。
0:18:42	明日の原子力規制委員会の議題としまして、仙台のPAM40 に関わる保安規定の認可というものが 9 台として上がっておりまして、
0:18:53	そちらの認可が仮に明日いただける場合、
0:18:58	いうときに、6 日の週で、保安規定の補正をしたいというふうに考えておりますが、補正する流れでよろしいでしょうか。
0:19:08	規制庁西内ですあ、すみません
0:19:11	ちょっと施工人。
0:19:12	について、以上ですかというふうに切ったつもりだったので本当の話はこちらからもちょっと確認をさせていただこうかなと思ってたところでした。で、今いただいた話についてはあれですよ要は、
0:19:25	保安規定って一つのもの変更する手続きなので、同時並行的に複数保安規定の認可が走っている場合には先認可がおりたら、その認可された内容、
0:19:36	認可された保安規定をさらに変更する手続きになるので、いわゆる申請者の鏡のところの変更になるよと。ただ今まさに今我々が審査している火災関係の運用が書かれている部分。
0:19:50	ていうのは、特段仙台の運転延長認可の方では変更がないので、今回の審査内容には特段影響なくていわゆるその鏡の変更があるという理解でよかったですかね。
0:20:02	九州電力の河野です。27 なんかから言われましたご認識の通りで、鏡の変更があるという、ございます。以上です。
0:20:12	はい。規制庁西内ですわかりました実際に今話したような理解なのかどうかを実際に補正出されたタイミングで我々も事実確認させていただきますのでよろしくお願いします。
0:20:23	はい一応運転延長の方の審査横目で見ながらですけども一応干渉するところはないのかなという前提で我々私に思ってますので、
0:20:31	まだ補正申請提出された段階で確認させていただきますのでそちらの保安規定の方の補正についても時期が、
0:20:37	固まりましたらまた事務的にご連絡をいただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:41	ポイントは規定含めて九州電力側から何かありますでしょうか。
0:20:49	はい。九州電力側から特に設工認保安規定ともに、コメント、特に確認した事項はございません。以上です。はい。規制庁側から何か全体通してありますでしょうか。よろしいですか。
0:21:01	はい。
0:21:02	今日のヒアリングはこれで終了としたいと思います今後の予定とか固まりましたらまた事務的にご連絡をいただければと思いますよろしく願いします。ありがとうございました。
0:21:12	ありがとうございました。ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。